

黒石市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、黒石市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会を構成員とする。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 市長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(協議事項)

第4条 協議事項は、次に掲げるもののうちから市長が決定するものとする。

(1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項

(2) 予算の編成、条例の制定、改廃等に関し市長と教育委員会で調整を図ることが必要と認める事項又は市長の事務と教育委員会の事務との連携を図ることが必要と認める事項

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長と教育委員会が協議し、又は調整を図ることが必要と認める事項

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、会議を公開しない。

(1) 協議事項に黒石市個人情報保護条例（平成17年黒石市条例第3号）第2条第1号に規定する個人情報を含む場合であつて会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 協議事項が教育予算その他議会の議決を経るべき議案に係るものであるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の構成が害されるおそれがあると認めるとき
その他公益上必要があると認めるとき。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができるものとする。

- 2 議長は、会議を傍聴しようとする者に対し、会議開会前に受付簿に住所及び氏名を記入させ、傍聴に必要な指示をし、会議場の所定の席に着かせるものとする。
- 3 議長は、会議場の事情により会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の人数を制限することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議場の秩序を乱すと認められる者
- 5 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) みだりに傍聴席を離れない。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしない。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しない。
 - (4) 飲食をしない。
 - (5) 帽子をかぶらない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
 - (6) 写真、録音等自書以外の方法で記録しない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
 - (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をせず、議長の指示に従う。
- 6 議長は、会議を公開しないこととしたときは、傍聴人に退場を命ずるものとする。
- 7 傍聴人が第5項の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 会議の開催日時及び場所
 - (2) 会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 説明等のために出席した者の氏名
 - (4) 協議事項の概要

- 3 議事録は、議長及び議長が指名する1人の構成員が署名しなければならない。
- 4 議事録は、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表するものとする。
- 5 第5条第2項の規定により会議を公開しないこととした場合の議事録は、別に作成し、公開しないものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。